

富士川町公共施設等総合管理計画



令和6年9月

目 次

1 計画策定の背景及び目的	1	4 計画の実行及び評価	24
(1) 背景及び目的	1	(1) 公共建築物	24
(2) 計画の位置づけ	2	(2) インフラ資産	25
(3) 計画期間	2		
(4) 対象施設	2	5 全庁的な取組体制の構築及び	
(5) 対象施設名称	3	情報管理・共有方策	26
		(1) 推進体制	26
2 公共施設等の現況と課題及び将来の見通し	4	(2) 財政との連携	26
(1) 公共建築物の現況と課題	4	(3) 住民との協働	27
(2) インフラ資産の現況と課題	7	(4) 職員の意識改革	27
(3) 人口の現況と今後の見通し	14		
(4) 財政の状況	15		
(5) 課題の整理	18		
3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に 関する基本的な方針	19		
(1) 公共施設等の総資産量の適正化	19		
(2) 公共施設等の長寿命化の推進	22		
(3) 民間活力の導入	23		
(4) ユニバーサルデザイン化・脱炭素化の推進	23		

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景及び目的

本町は、高度経済成長期以降、人口増加等による住民ニーズに対応するため、「教育施設」、「公営住宅」などの『公共建築物』や「道路」「上下水道」などの『インフラ資産』といった公共施設等を大量に整備してきました。現在、これらの公共施設等の老朽化が進展しており、近い将来、多くの公共施設等の改修・更新時期を迎え、多額の維持・更新費用が必要になると見込まれています。

一方、財政面では、長期的には人口減少等による税収の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設等の維持・更新費用の軽減・平準化が、喫緊の課題となっています。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な財政経営を実現するためには、個々の施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設等全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要となります。

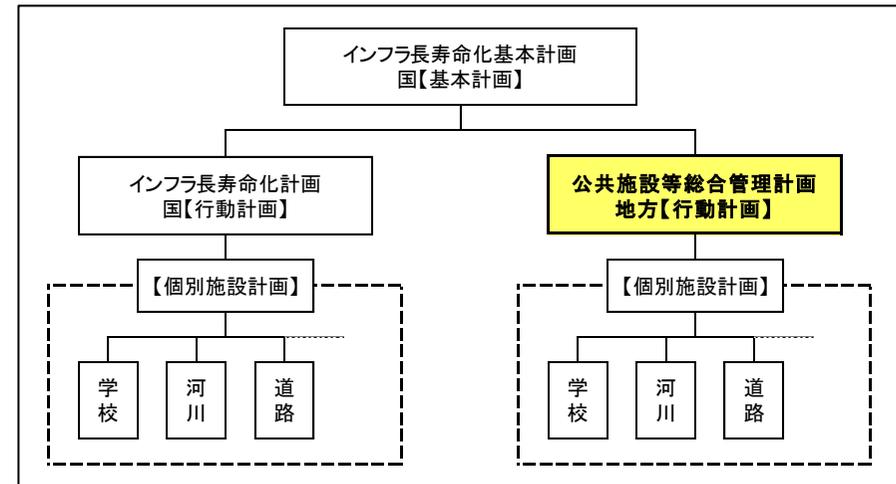
このような状況を踏まえ、本町では、長期的な資産経営の視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針となる「富士川町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

町では、本計画の策定から8年が経過し、また、国の公共施設等総合管理計画の策定指針が改訂されたことから、ユニバーサルデザイン化や脱炭素化の推進を図るため、今回、計画の見直しを行うこととしました。

(2) 計画の位置づけ

当計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、地方公共団体がインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組みの方向性を明らかにする計画として策定する「インフラ長寿命化計画」（行動計画）となり、また、別途作成を進めている個別施設計画等の指針となります。

【インフラ長寿命化基本計画との関連イメージ図】



(3) 計画期間

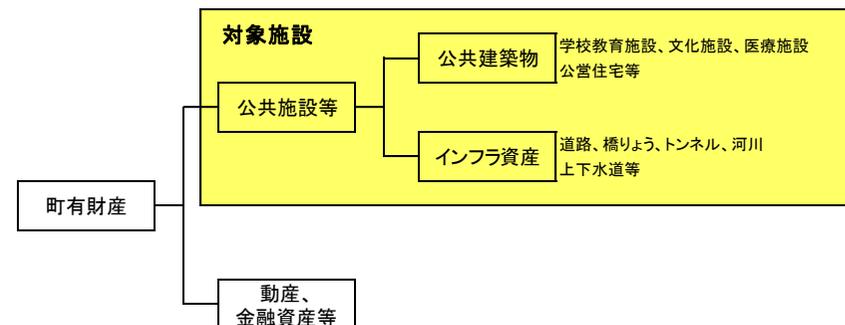
平成27年度から令和26年度までの30年間を対象期間とします。

ただし、計画期間内にあっても、必要に応じて計画内容の見直しを適宜行うこととします。

計画期間 30年間

(4) 対象施設

本町の所有する財産のうち、全ての公共施設等を対象とします。



(5) 対象施設名称

対象施設(令和4年4月1日現在)

種別	施設数	施設名称等
行政施設 (庁舎等、消防施設)	26	富士川町役場本庁舎、消防団詰所(13施設) 他17施設
社会教育施設 (ホール、資料館等)	6	富士川町民会館、はくばく文化ホール、富士川町教育文化会館 他3施設
福祉施設	5	地域健康福祉センター、まほらの湯、かじかの湯 他2施設
子育て支援施設	8	富士川町児童センター、ますほ南児童クラブ、かじかざわ児童センター 他5施設
観光施設	16	道の駅富士川、つくたべかん、増穂ふるさと自然塾 他14施設
住宅施設 (町営住宅、町有住宅)	19	小室団地、大久保団地、若宮団地、梅林団地、旭ヶ丘団地、中部団地 他13施設
公園施設 (公園内の公共建築物が対象)	18	富士川いきいきスポーツ公園、利根川公園、殿原スポーツ公園、大法師公園 他15施設
学校教育施設	23	増穂中学校、鵜沢中学校、増穂小学校、増穂南小学校、鵜沢小学校 他18施設
町民文化施設 (文化施設、集会施設)	30	地区公民館・集会所(30施設)
その他	11	五開郵便局前バス停留所、鵜沢口駅駐輪場、ごみ焼却場跡地車庫棟 他8施設
合 計	162	

2 公共施設等の現況と課題及び将来の見通し

公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共建築物の現状と課題

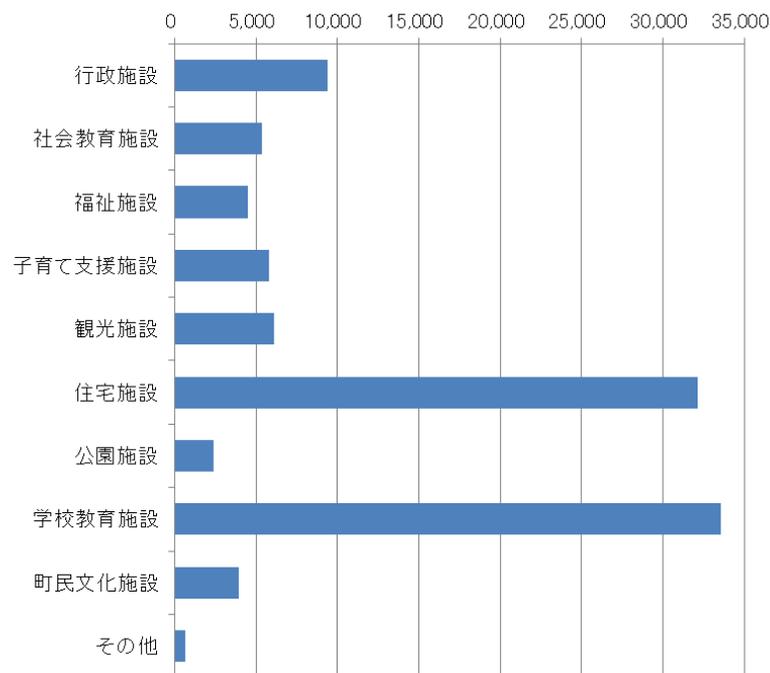
① 用途別保有状況

本町が所管する公共建築物は、令和4年4月1日時点で162施設、総延床面積は103,822㎡で、町民一人当たりの延床面積は7.2㎡^①、全国平均5.2㎡^②との比較では1.4倍近くとなり、全国平均より多い状況となっています。

用途別では、学校教育施設（23施設、33,546㎡、32.3%）が最も多く、続いて住宅施設（19施設、32,133㎡、30.9%）となっており、この二つの用途だけで全体の約6割を占めています。

用途別面積、割合（令和4年4月1日現在）

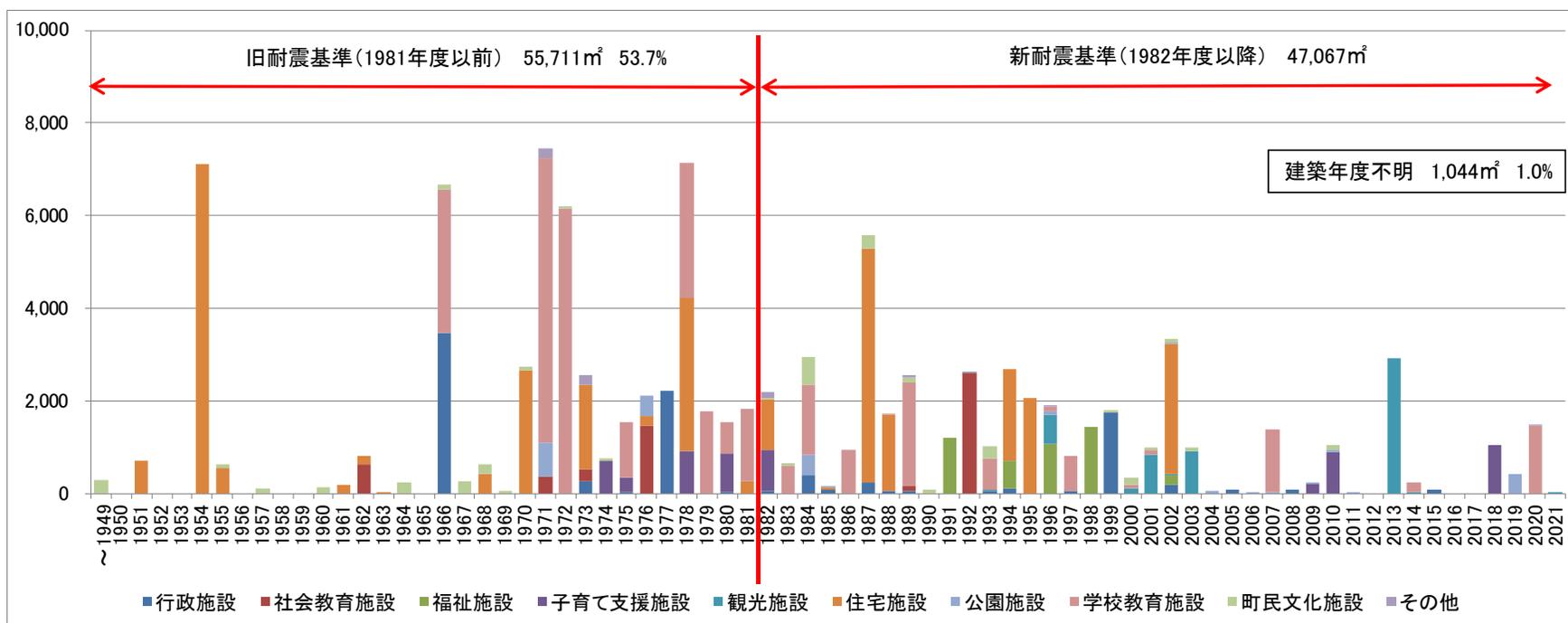
種別	面積(㎡)	割合
行政施設	9,407	9.1%
社会教育施設	5,362	5.2%
福祉施設	4,507	4.3%
子育て支援施設	5,808	5.6%
観光施設	6,108	5.9%
住宅施設	32,133	30.9%
公園施設	2,389	2.3%
学校教育施設	33,546	32.3%
町民文化施設	3,932	3.8%
その他	630	0.6%
合計	103,822	100.0%



② 築年別整備状況

人口の増加に伴い、昭和40年代から昭和50年代にかけて、主に学校教育施設、公営住宅等の施設を多く整備してきました。現在、建築からの平均経過年数は約30年となっており、一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる建築後30年を経過している施設（平成3年以前に建築した施設）は、73,719㎡、全体の71.0%となっています。

また、旧耐震基準である昭和56年度以前に建築された施設は、55,711㎡、全体の53.7%となっていますが、本町では、学校教育施設や子育て支援施設を最優先に耐震対策に取り組んでおり、学校教育施設や子育て支援施設の耐震化は、概ね終了しております。



※年度でデータを入力している施設もあることから、昭和56年度に建築した施設は旧耐震基準に含めた。

③ 課題

前述のとおり、本町の公共建築物は、今後、急速に老朽化が進行します。

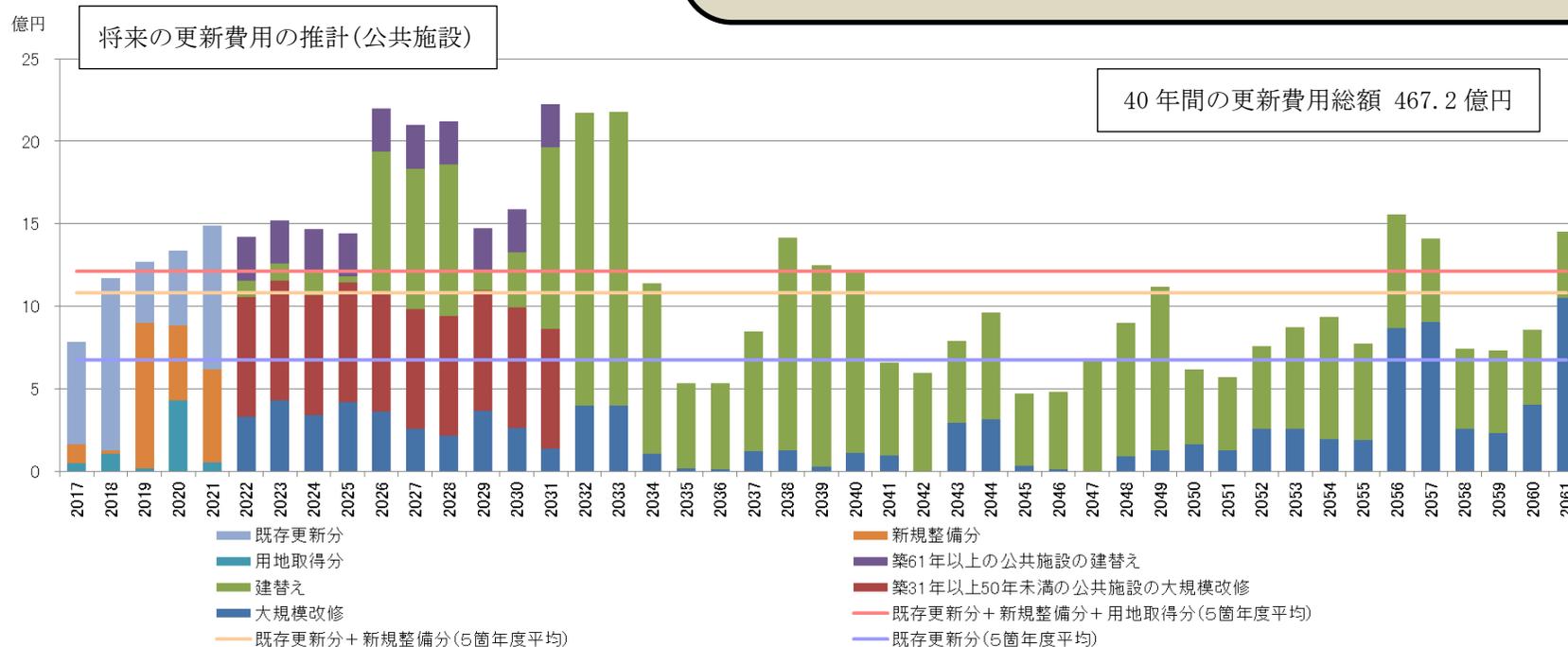
これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

次の前提条件のもと、残り計画期間を含む計40年間に要する維持更新費を試算すると、総額で467.2億円（年平均で11.7億円）となります。

新庁舎建設のための費用を含む直近5年間の維持更新費は年平均10.79億円であり、今後同水準での更新費がかかるものと考えられます。

【前提条件】

- ・ 現在保有する公共建築物を全て保有し続けたとする。
- ・ 建替え更新周期は60年周期、大規模改修は30年周期とする。
- ・ 維持更新費とは、更新費及び大規模改修費とする。
- ・ 通常、大規模改修を行わない倉庫等の大規模改修費を除く。
- ・ 大規模改修経過年数に応じた大規模改修費を計上する。



① 町民一人当たり面積にあたっては、令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口（14,409人）を使用

② 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較に関する調査結果（平成24年3月発表 総務省）

(2) インフラ資産の現状と課題

① インフラ資産の現状

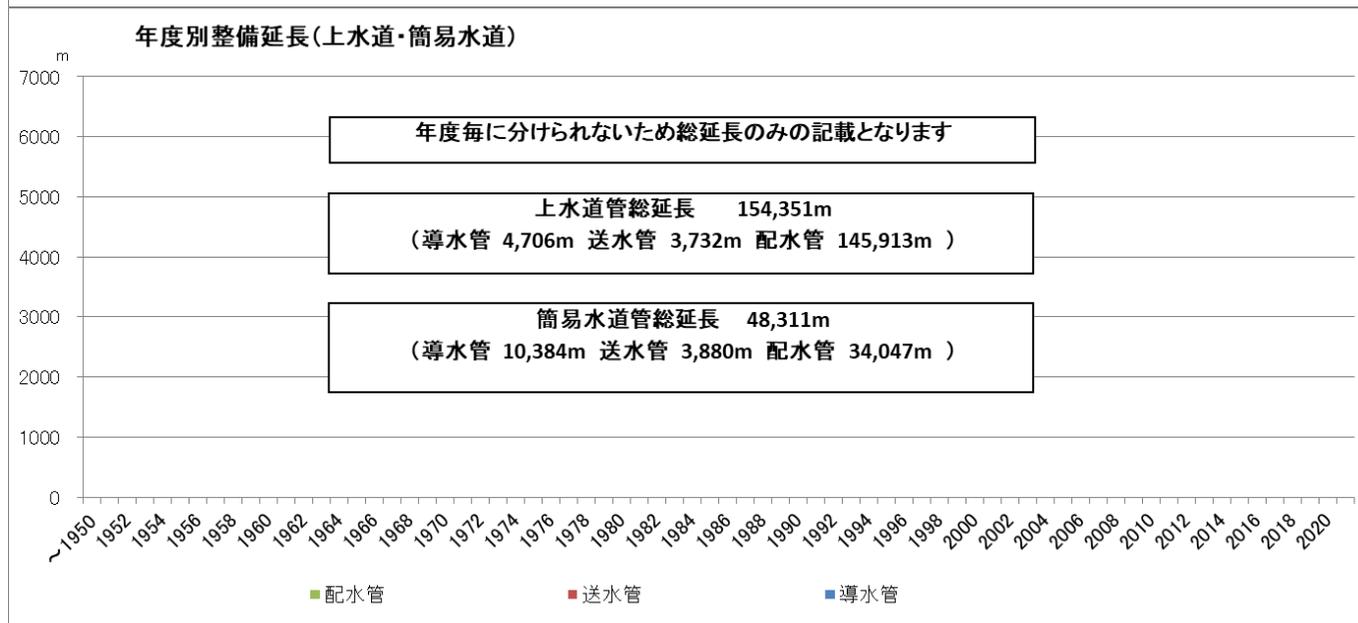
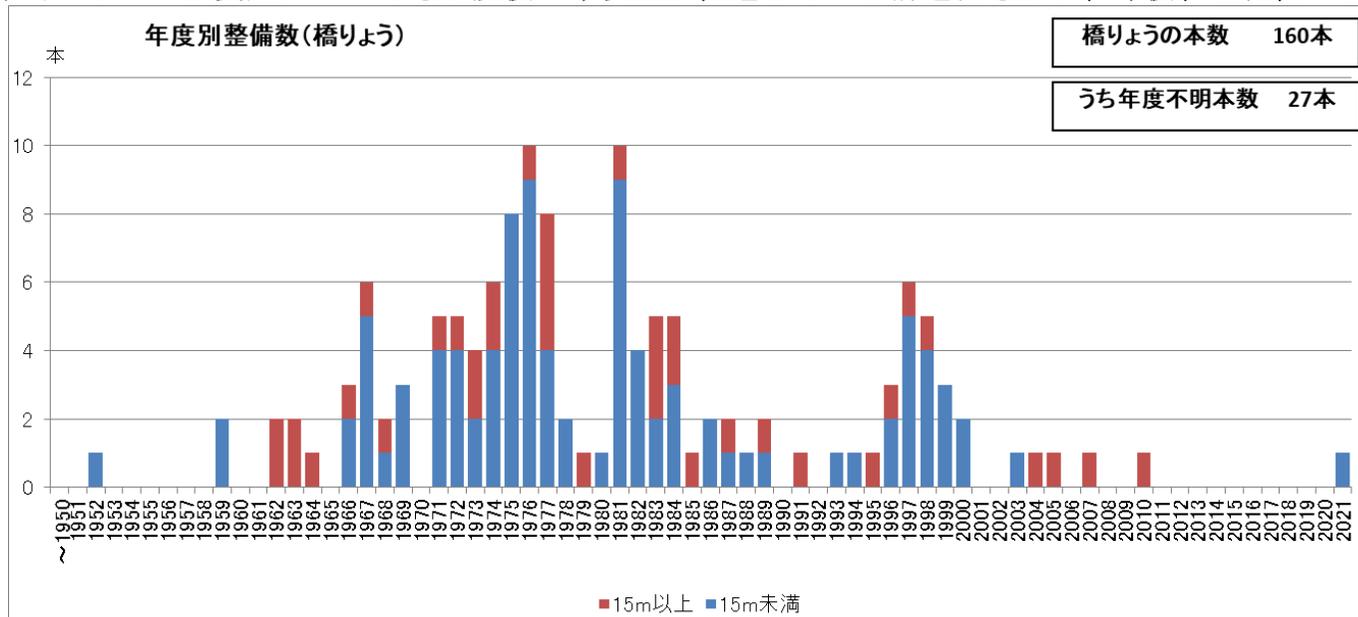
令和4年4月1日現在の本町の主なインフラ資産の保有量は、次のとおりとなっています。

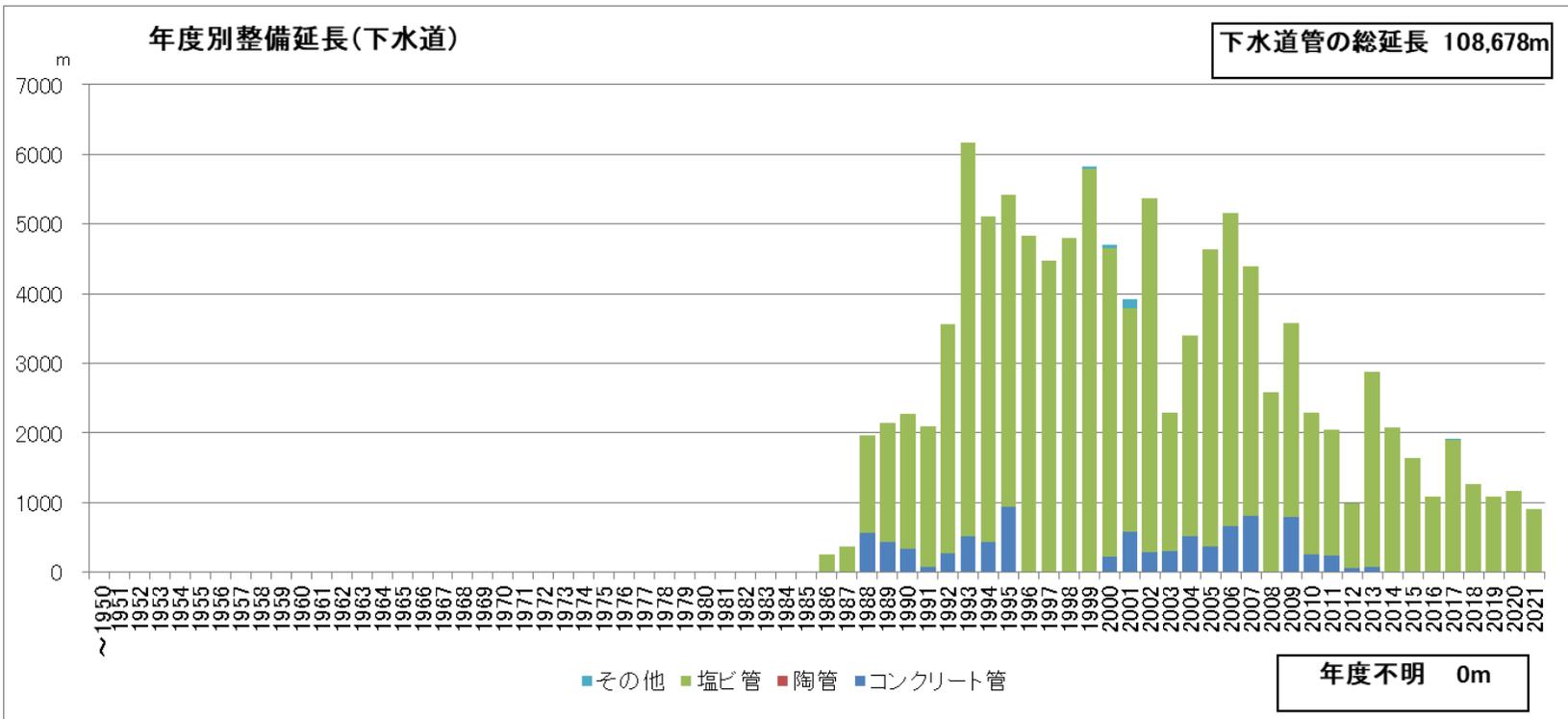
主なインフラ資産の保有量(令和4年4月1日現在)

種別	主な施設	施設数
道路(町道)	道路延長	220 km
	橋りょう	160 橋
	トンネル	1 箇所
河川(準用河川)	河川数	16 河川
	河川延長	7.7 km
農業施設等	林道	36.8 km
	農道	100.4 km
	橋りょう(農林道)	15 橋
	集落排水処理施設	1 箇所
	集落排水処理施設(管路延長)	2.2 km
上水道	管路延長	154.4 km
	水道事務所	1 箇所
下水道	管路延長	108.7 km
簡易水道	管路延長	48.3 km
	ポンプ室等	5 箇所
	配水池	11 箇所

② 築年別整備状況

本町のインフラ資産についても建設後60年以上が経過している構造物もあり、今後、老朽化の進行が懸念されます。

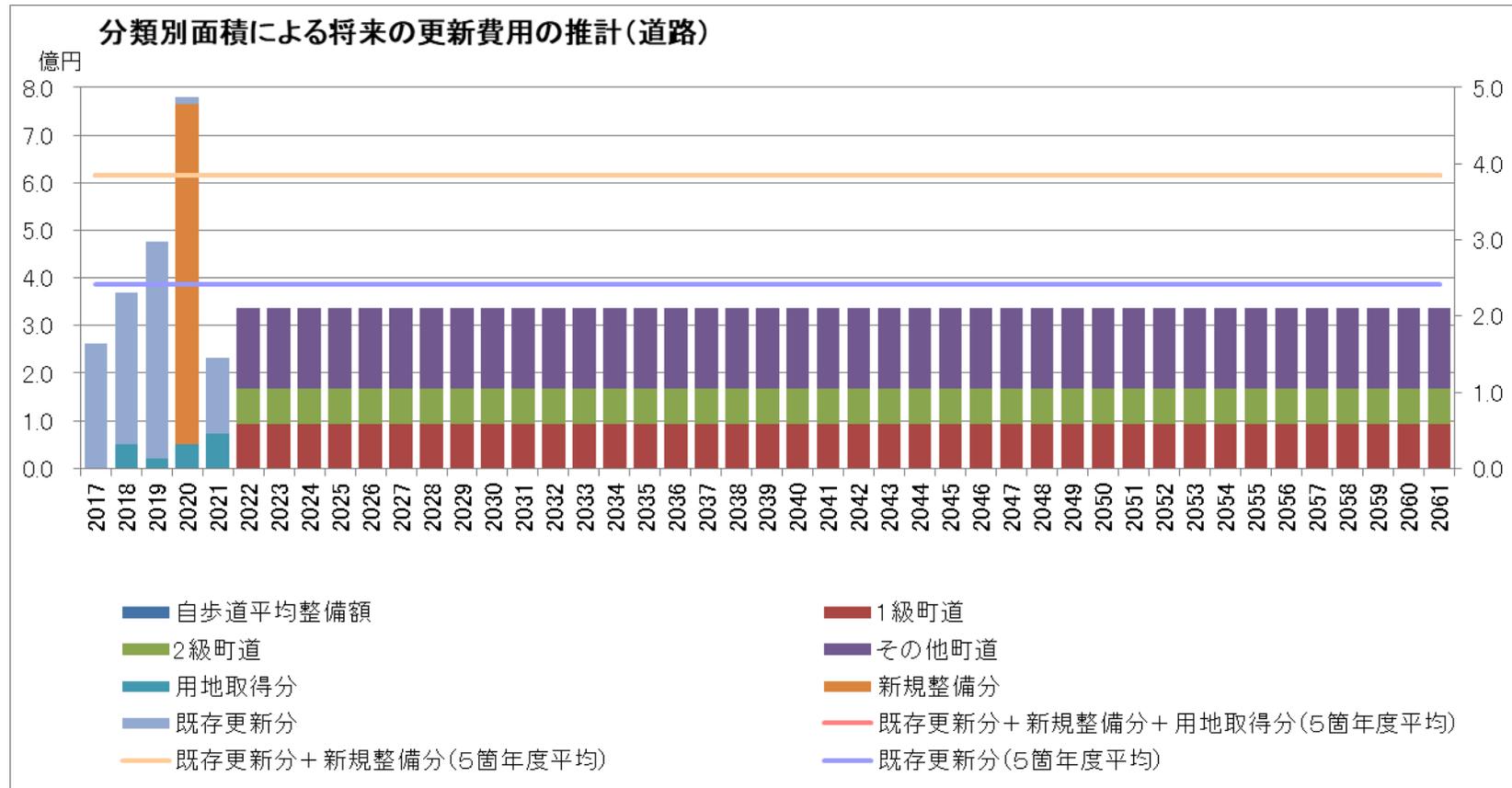




③ 課題

今後、急速に老朽化が進行していくことが懸念されるインフラ資産の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に維持管理していくかが課題となります。

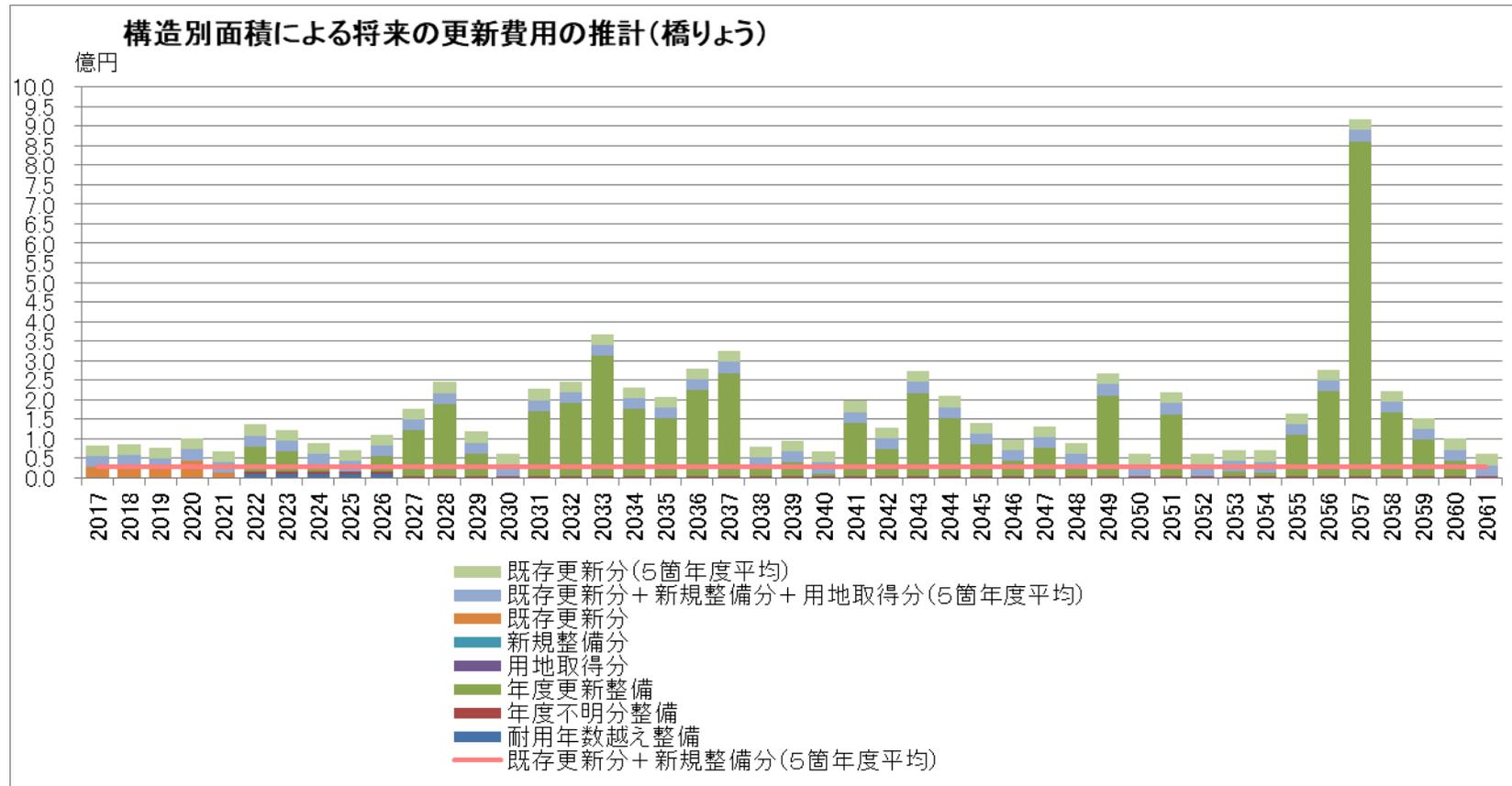
○「道路（町道）」における計画期間を含む40年間に要する更新費用の推計 総額134.4億円（年平均3.4億円）



◆更新費用の推計条件

- ・更新年数 15年
- ・更新単価 町道 4,700 (円/㎡) その他(歩行者道) 2,700 (円/㎡)

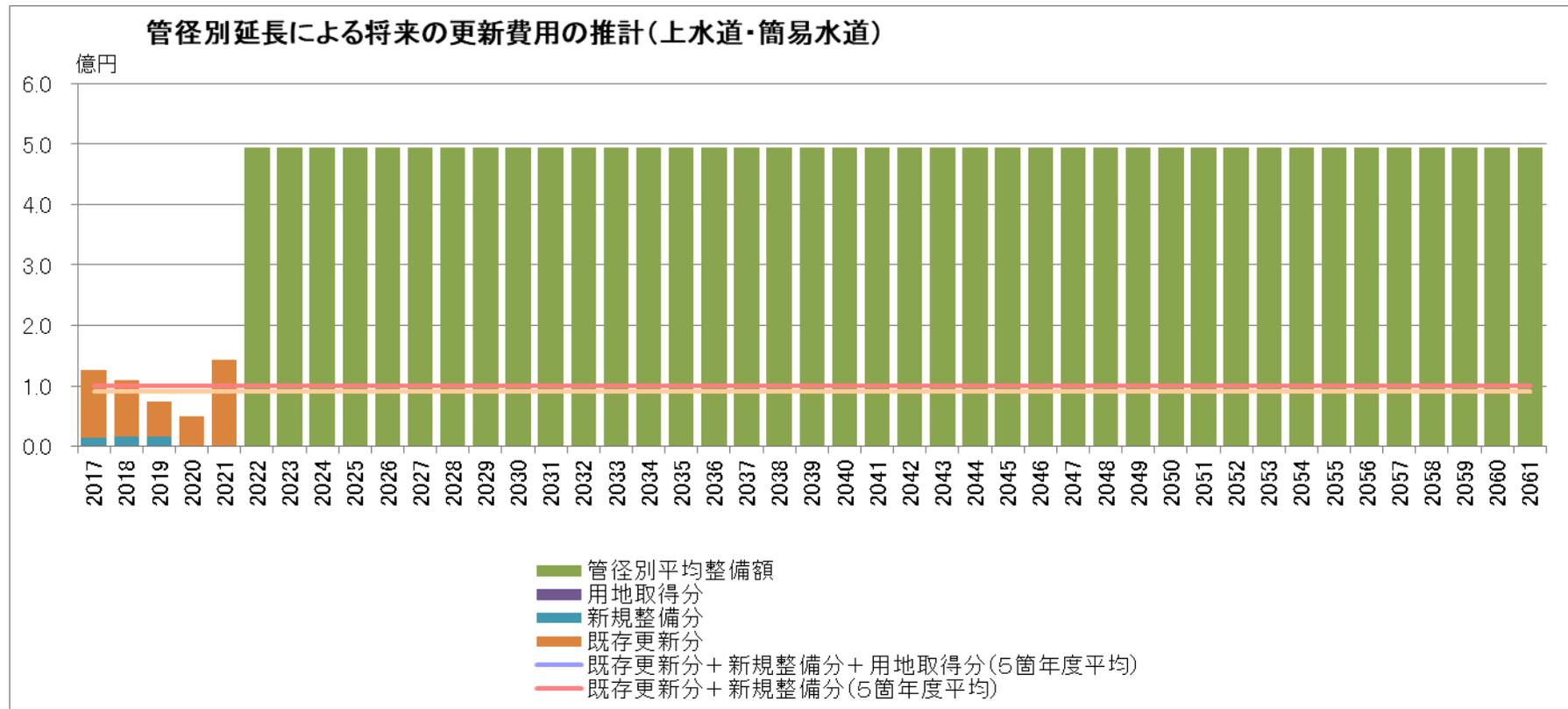
○「橋りょう」における計画期間を含む40年間に要する更新費用の推計 総額49.4億円（年平均1.2億円）



◆更新費用の推計条件

- ・更新年数 60年
- ・更新単価 鋼橋 500 (千円/m²) その他 425 (千円/m²)

○「上水道・簡易水道」における計画期間を含む40年間に要する更新費用の推計 総額197.8億円（年平均4.9億円）

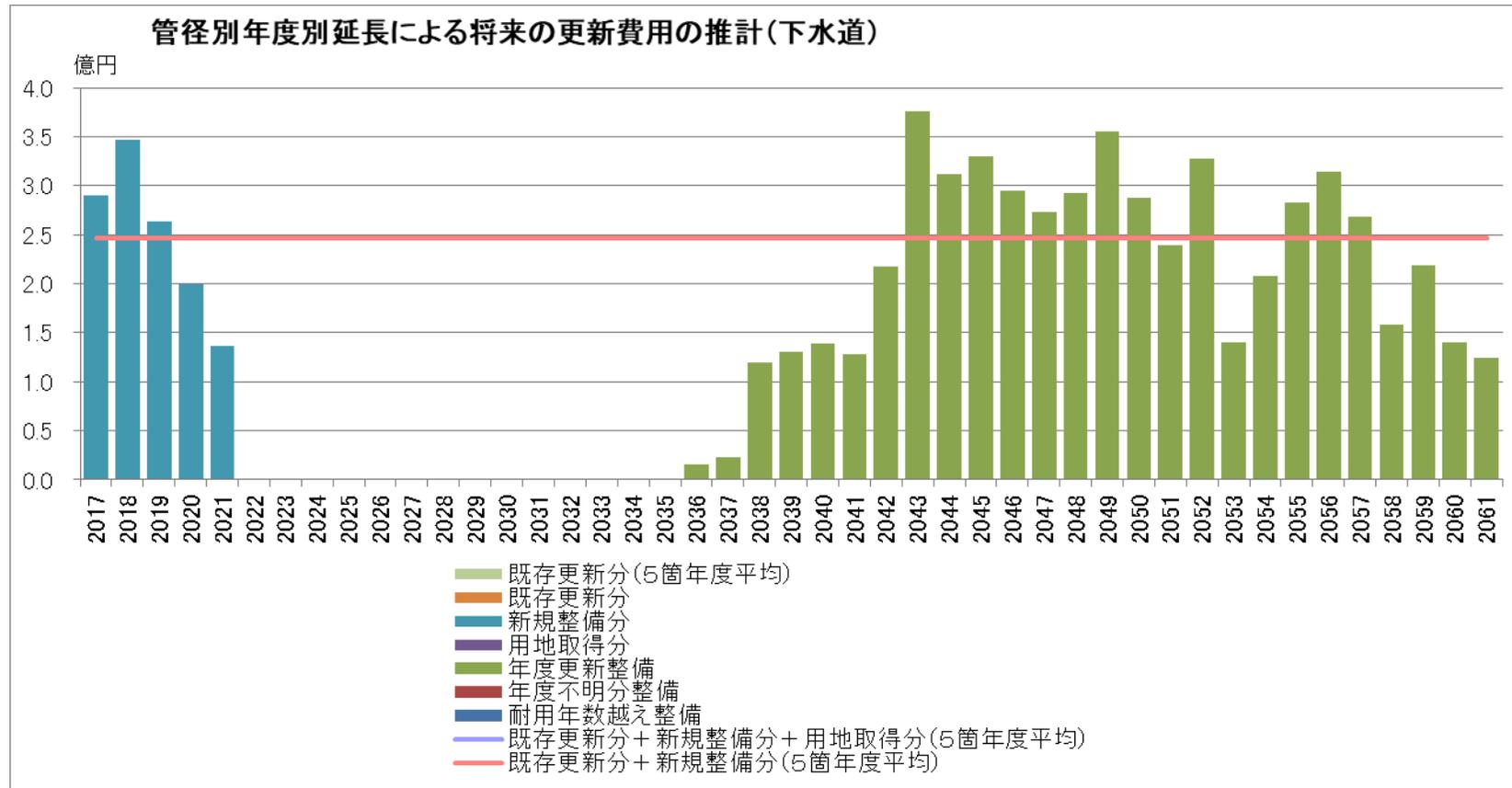


◆更新費用の推計条件

- ・更新年数 40年
- ・簡易水道の配水管は、150mm以下として推計
- ・更新単価

導水管	300mm未満	100 (千円/m)		
送水管	300mm未満	100 (千円/m)		
配水管	150mm以下	97 (千円/m)	200mm以下	100 (千円/m)
	250mm以下	103 (千円/m)	300mm以下	106 (千円/m)
	350mm以下	111 (千円/m)		

○「下水道」における計画期間を含む40年間に要する更新費用の推計 総額 66.3 億円（年平均 1.4 億円）



◆更新費用の推計条件

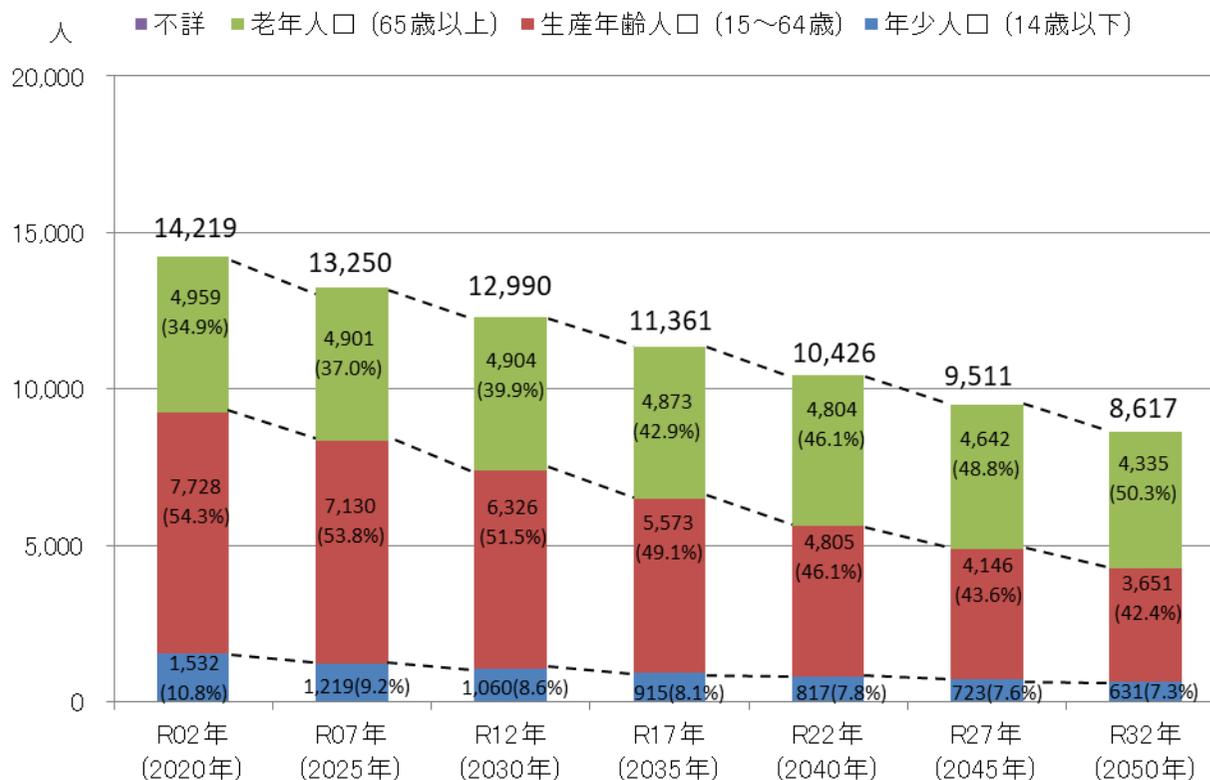
- ・更新年数 50年
- ・更新単価 250mm以下 61 (千円/m) 251~500mm 116 (千円/m)

(3) 人口の現状と今後の見通し

本町の人口は、合併当時の平成22年(2010年)は16,307人、令和2年(2020年)の国勢調査では14,219人となっている。社人研の推計^③によれば、令和32年(2050年)には8,617人になるとされています。

年齢構成別では、生産年齢人口(15歳～64歳)と年少人口(14歳以下)が大幅に減少する一方、老年人口(65歳以上)がほぼ横ばいとなることから、少子高齢化がより進行することが見込まれます。

こうしたことから、人口の減少・年齢構成の変化に合わせた施設整備、老朽化や使用頻度の少なくなった施設の統廃合等を図る必要があります。



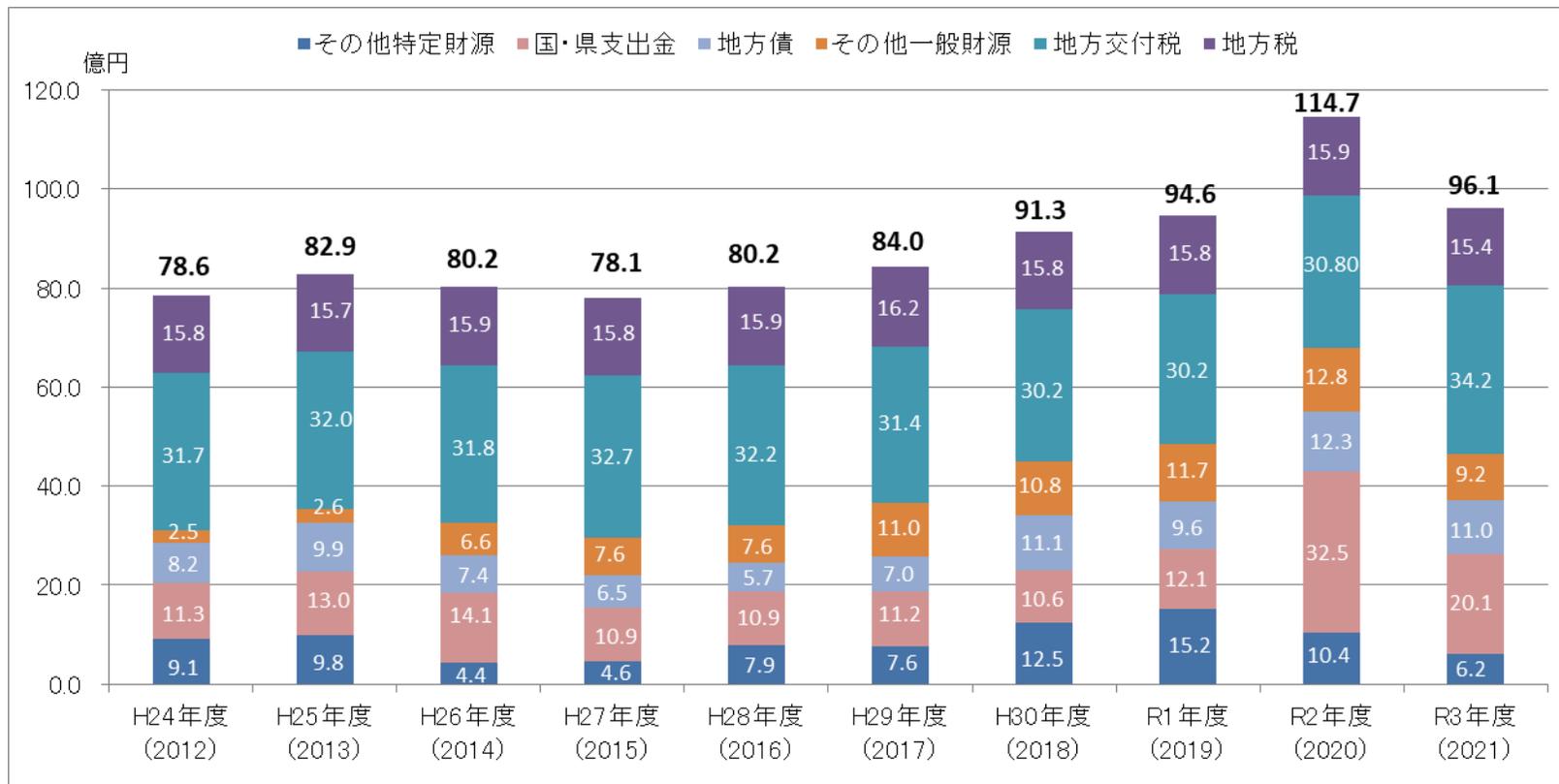
③ 国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年12月推計)

(4) 財政の状況

① 歳入の状況

令和3年度における歳入総額は96.1億円となっており、平成24年度と比較して増加傾向にあります。

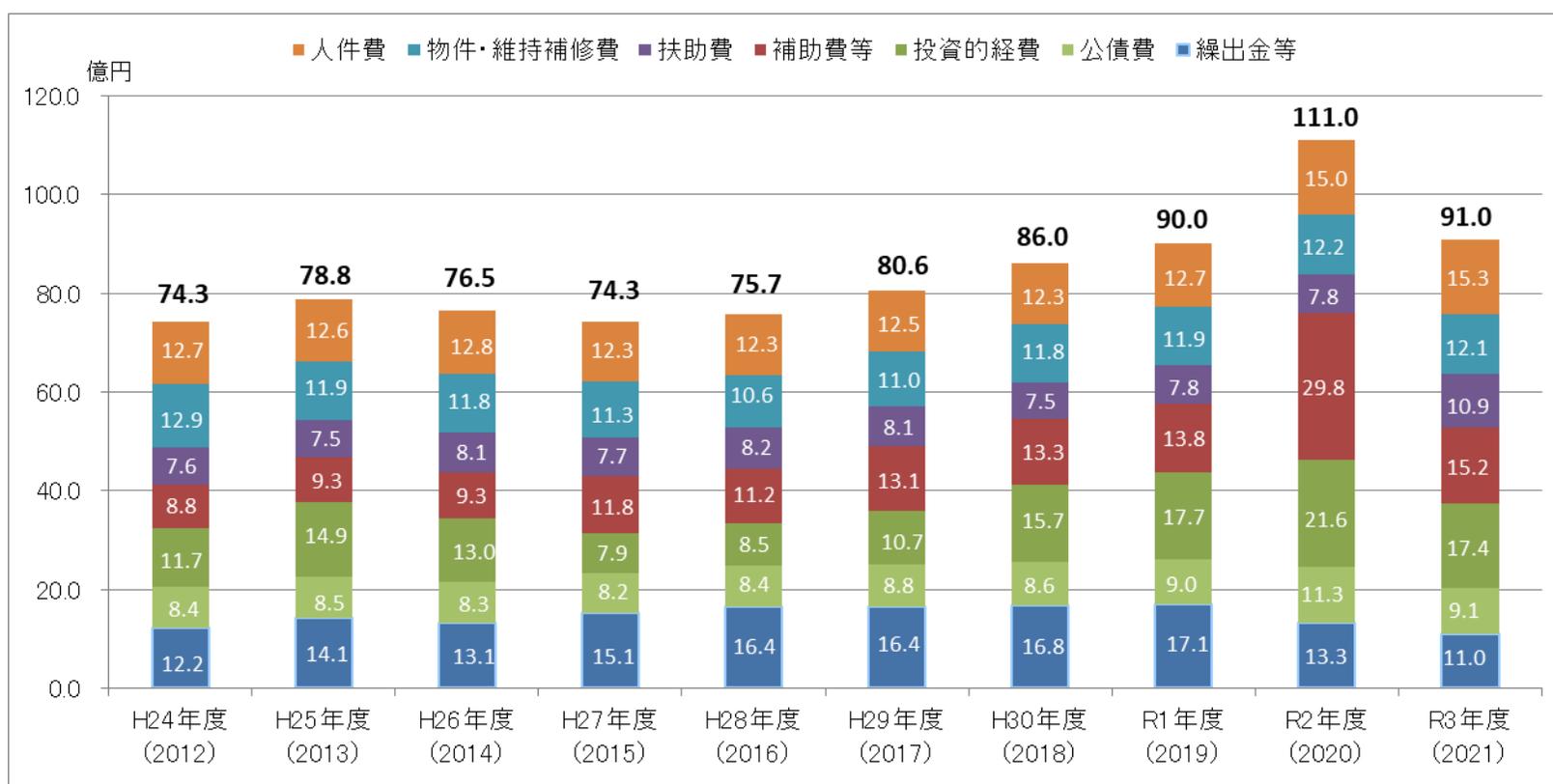
また、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、その対策費の国・県支出金が増となっています。主な自主財源である地方税収入については、概ね16億円前後で推移しています。



② 歳出の状況

本町の歳出はゆるやかな増傾向にあります。また、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の流行、新庁舎整備事業の本格着手によって、人件費や投資的経費、補助費等が増となっています。

また、少子高齢化に伴い、義務的経費^④のうち特に扶助費^⑤も増となっています。



③ 財政状況についての今後の見通し

歳入については、生産年齢人口の減少に伴う個人町民税の減少が予想されます。

また、法人町民税については企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できず、普通交付税なども増収は見込めません。

このことなどから、本町一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあります。

一方、歳出では、今後も少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、本町の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えられ、有利な財源の活用や、ふるさと納税の推進など多角的な施策を講じることが重要となります。

④ 地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費（人件費、公債費、扶助費）

⑤ 生活保護、児童福祉、老人福祉、身障者福祉に関する給付額で、主に法令により支出が義務付けられている経費

(5) 課題の整理

【施設の状況】

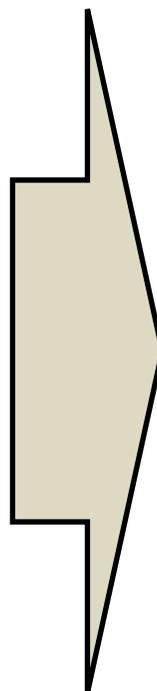
- ・昭和40年代から昭和50年代にかけて整備した施設が、一斉に建替えの時期を迎える。
- ・今後、急速に老朽化が進行するため、維持更新費が増加していくことが見込まれる。

【人口の状況】

- ・少子化の影響により令和32年(2050年)には現在から5,600人余の減少が予測される。
- ・年齢構成別にみると、老年人口の割合が増加し、生産年齢人口の割合は減少することが予測される。

【財政の状況】

- ・人口の減少に伴う地方税収入が減少し、厳しい財政状況が続くことが見込まれる。
- ・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくことが見込まれる。



本町の公共施設等は、高度経済成長期の昭和40年代から昭和50年代に整備した施設が多く、老朽化が進行している。今後、これらの施設の大規模改修や建替え時期を一斉に迎えるため維持更新に必要な費用が増大することが見込まれる。

一方、人口減少に伴う地方税収入の減少や高齢化による扶助費等の増加により、厳しい財政状況が続くことが見込まれるため、従来の維持更新方法では町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが予想される。

こうしたことから、中長期的な視点により、地域バランスに配慮しながら、計画的、戦略的な公共施設の総合管理に取り組み、後年度の財政負担の軽減・平準化を図ることが必要である。

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設等の総資産量の適正化

① 基本方針

公共施設等のあり方や必要性について、住民ニーズや政策適合性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現します。

公共建築物については、必要なサービス水準を確保しつつ、町公共施設再配置計画で定めた「基本方針」や「計画策定5原則」により、施設総量の縮減を図ることとします。

インフラ資産については、住民生活における重要性及び道路、河川、上下水道といった種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づき、それぞれの個別施設計画等に則した総量の適正化を図ることとします。

なお、施設の縮減にあたっては、住民サービスの低下を招かないよう、近隣市町村との広域連携、民間施設による補完等を視野に入れ検討します。

町公共施設再配置計画

◆基本方針

- (1) 必要性の検証
- (2) 機能性の向上
- (3) 公平性の確保
- (4) 地域性の配慮

◆計画策定5原則

- (1) 公共施設の統廃合を実施
- (2) 多機能、複合化による施設の充実を図る
- (3) 新たな施設は、原則として建設しない（複合化・集約化等を除く）
- (4) 施設更新の優先順位づけと計画的な保全による長寿命化
- (5) 住民との協働、官民連携の推進

② 具体的取組

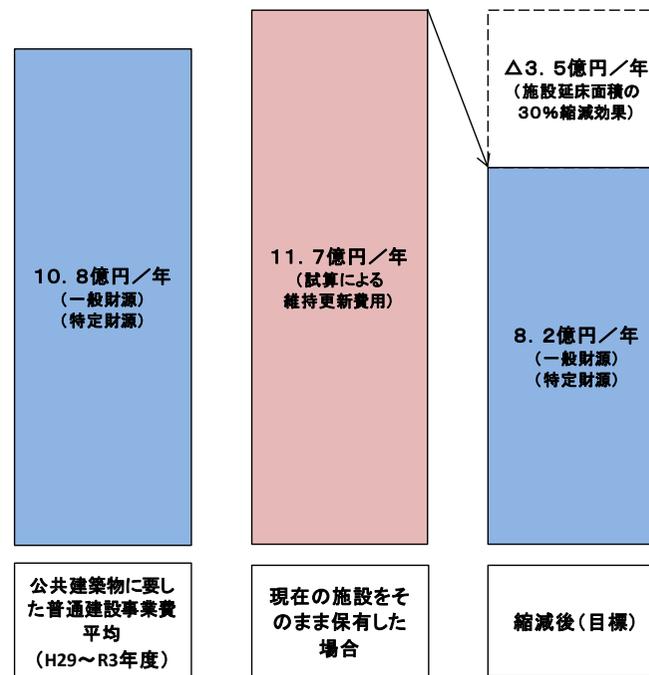
○公共建築物

- ・保有施設を廃止、複合化[®]、集約化[®]、用途変更[®]するなど、施設の保有総量の縮減を目指します。
- ・耐用年数を経過した施設や統廃合による施設更新を除き、原則として、新たな施設は建設しないこととし新たなニーズに対応するため施設が必要となった場合でも、既存施設の有効活用を検討した上で、中長期的な総量規制の範囲内で整備（必要最小限度の面積）することとします。
- ・施設の廃止により生じる跡地については、原則売却します。
- ・施設更新時には、より有利な特定財源の確保を行います。

【総延床面積の縮減目標】

総延床面積の30%縮減を目指します。（令和4年4月比）

将来コストの負担イメージ



【縮減目標値の算定根拠】

●類似自治体数値

平成23年度に総務省が実施した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査」の類似自治体数値を使用。

- (1) 10千～30千人未満平均 49.42千円（1人当たりの将来の1年当たりの更新費用）
- (2) 10千～30千人未満平均 5.24m²（1人当たりの延床面積）

●前提条件

- ・人口14,000人規模で施設を保有すると仮定する。（人口ビジョン）
- ・総延床面積 104,000m²（築年別整備状況より）
- ・将来維持更新費の試算：11.7億円／年（今後40年間の総額より算出）

※「前提条件」で算定した数値と「類似自治体数値」を比較検討し縮減目標値を設定。

●確保可能な財源

【財源】

- ・現在の維持更新に係る支出水準 10.8億円／年
- ※平成29～令和3年度までに公共建築物に要した普通建設事業費の年平均の金額。

○インフラ資産

- ・インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢やニーズ（防災対応、バリアフリー、環境への配慮など）を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行います。
- ・整備や更新時には、長期に亘り維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。

- ⑥ 用途が異なる複数の施設を一つの建物にまとめること
- ⑦ 用途が同種あるいは類似している複数の施設を一つの施設にまとめること
- ⑧ これまでの用途を変更し、他の用途のために建物を使用すること

(2) 公共施設等の長寿命化の推進

① 基本方針

今後も活用していく公共施設等については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

- ・ 建替更新周期 : 原則 60 年
- ・ 大規模改修周期 : 原則 30 年

② 具体的取組

○公共建築物

- ・ 別途策定する個別施設計画等に基づき、長期的な修繕計画の策定や日々の点検・診断等の強化、それらの履歴の集積・蓄積など、計画的な維持管理（計画保全^㉑）を推進することにより、施設の安全確保や延命化を図るとともに、計画的に耐震改修を進め、ライフサイクルコスト^㉒を削減します。
- ・ 建替更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。

○インフラ資産

- ・ 道路、河川、上下水道といった施設の種別ごと別途策定する個別施設計画等に基づき、施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した長期的な修繕計画の策定や日々の点検診断等の強化、それらの履歴の集積・蓄積など、計画的な維持管理（計画保全）を推進することにより、施設の安全確保や延命化を図る計画的な維持管理を行います。
- ・ ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に延命化させます。

㉑ 施設等に不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」と、耐震工事や空調増設工事など施設改善を行う「改良保全」を適切に組み合わせて実施する管理手法

㉒ 施設等の設計費や建築・建設費だけでなく、維持、管理運営、改修、解体処分に至るまでに必要な総経費

(3) 民間活力の導入

① 基本方針

民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

② 具体的取組

○公共建築物

- ・官民の役割分担を明確にし、PPP^⑩/PFI^⑪などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を検討します。
- ・包括的民間委託発注などの効率的な契約方法を検討します。

○インフラ資産

- ・研究機関や企業との連携を強化し、新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を検討します。
- ・PPP/PFIなどの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に導入することを検討します。
- ・包括的民間委託発注などの効率的な契約方法を検討します。

(4) ユニバーサルデザイン化・脱炭素化の推進

① 基本方針

複合化や集約化のために新たに整備する施設や大規模改修を行う施設については、ユニバーサルデザイン化・脱炭素化を推進することとします。

② 具体的取組

○公共建築物・インフラ資産

- ・各種設計にあたって、ユニバーサルデザイン化・脱炭素化の視点の積極的な導入に努め、障がいの有無、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすく、環境に配慮した施設整備を推進します。

⑩ Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

⑪ Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう

4 計画の実行及び評価

当計画を円滑に推進し、実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当する部署（以下「施設所管部署」といいます。）と当計画の進捗等を管理する部署（以下「当計画管理部署」）が連携し、次の方策により、計画の実行、進捗状況等についての評価及び見直しを実行していくこととします。

（1）公共建築物

① 方向性の検討（施設所管部署）

教育施設、町営住宅等といった種別ごとの利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、将来的な住民ニーズの予測や政策適合性を加味し、長期的な施設整備の方向性を示します。

② 現状把握（施設所管部署）

共通の様式により、個別施設ごとに点検・診断記録に加え、利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

③ 施設評価の実施（施設所管部署・当計画管理部署）

○評価方法

【1次評価】施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度について、定量的な視点での評価を行います。

【2次評価】1次評価結果を基に、種別ごとに示す方向性を踏まえ、地域内の配置状況や設置の経緯などの要素を加えた評価を行います。

○評価結果

評価は、「継続」、「統合」、「廃止」、「更新」の4区分とします。

○取組の方向性

- ・継続：個別施設計画等に基づき、計画保全を実施する。
- ・統合：他の用途との複合化など、施設の有効活用を検討する。
- ・廃止：用途を廃止する代わりに近隣市町との連携や類似民間施設への移転等を検討するとともに、跡地は原則として売却する。
- ・更新：民間活力の導入による運営を積極的に推進する。

(2) インフラ資産

インフラ資産については、複合化・集約化等の統合や、施設そのものの廃止が適さないことから、公共建築物とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。

① 方向性の検討（施設所管部署）

道路、河川、上下水道といった種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。

その結果から施設の重要度に応じた、個別の維持管理計画等を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

② 現状把握（施設所管部署）

定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともにデータの蓄積を行います。

③ 更新・補修の実施（施設所管部署）

点検に基づいた短中期の更新・補修計画等を策定し実施します。

④ 取組の見直し（施設所管部署・当計画管理部署）

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等を見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

5 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 推進体制

資産経営の推進にあたっては、全体を一元的に管理し、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、方針の決定や進行管理を行うことが重要です。

そのため、専門の実施組織を立ち上げ、資産経営の推進を図るとともに、施設ごと各施設管理者において管理している個別施設等の情報について、庁内ネットワークなどを通じ、全庁的に把握できるようなシステム構築を検討します。

また、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法・管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整備します。

(2) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な資産経営を実施していくには、予算編成部署との連携が必要不可欠です。

そのため、資産経営の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。

また、資産経営による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討します。

(3) 住民との協働

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

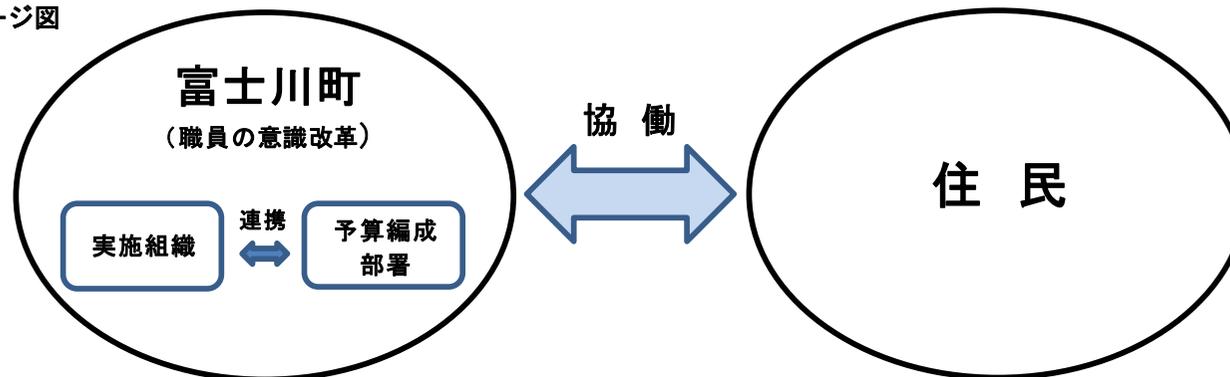
さらに、公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の住民への提供を推進します。

(4) 職員の意識改革

全庁的に資産経営を推進していくには、職員一人ひとりが自覚を持って調整していく必要があります。

公共施設等の現状や資産経営の導入意義などを十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や住民ニーズの変化に対応できるような住民サービスの向上のため、自らの創意工夫により実践していくことが重要であり、研修会等の開催を通じて職員の啓発に努め、資産経営のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

※イメージ図



富士川町公共施設等総合管理計画

令和6年9月

富士川町